

(仮称) 小坪2丁目公園 名称募集要項

1 趣旨

令和9年4月に、平時は憩いの場として、災害時には柔軟に対応できる場所として公園の整備が完了する予定です。

市民の皆様をはじめ、たくさんの人から親しまれる公園を目指して名称を募集します。

2 公園の概要

(1) 所在地等

逗子市小坪2丁目1042番1 (面積:23,646 m²)

(2) 公園について

遊具などの整備を行わず、駐車場、公衆トイレ、園路等を設置します。

広く開けた土地を最大限生かして、災害時に柔軟に対応できる公園として整備を行っています。災害時には、仮設住宅建設用地、ペット同伴可能な一時避難場所や、災害廃棄物仮置場候補地等としての活用を想定しています。

3 応募期間

令和8年6月26日(金) から令和8年7月23日(木) まで

4 応募方法

(1) 応募対象

逗子市在住、在学、在勤の方。

(2) 応募点数

一人につき1点応募できます。

(3) 応募方法

応募フォームからの応募、または応募用紙(市ホームページからダウンロード又は、緑政課・沼間小学校区コミュニティセンター・小坪小学校区コミュニティセンター窓口に設置)に必要な事項を記載し、各施設の窓口の専用ボックスに応募してください。

【必要事項】

①公園案の名称(ふりがな)

②その名称にした理由や思い等

③応募者の氏名(ふりがな)、住所、市外在住の人は勤務先や学校名

5 公園名称の決定について

応募があった名称を参考に、選考基準をもとに選考委員会にて公園名称を選考、決定しま

す。最終決定した名称は令和8年8月下旬(予定)に、市ホームページ等で公表します。

6 選考基準

- (1) 覚えやすく、親しみやすいこと
- (2) 呼びやすく、文字にした際に分かりやすいこと
- (3) 公園の目的(子どもたちから高齢者までの幅広い年齢層にわたり親しまれる公園)やイメージ(立地や特徴等)に合うもの
- (4) 市内の既存の公園名称と類似しないこと
- (5) 第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害しないもの
- (6) 公序良俗に反しないもの

※応募された名称を参考として、複数案の組み合わせや一部修正を行う場合があります

7 その他

- ・ 応募作品の著作権、知的財産権及びその他一切の権利は、逗子市に帰属します。
- ・ 応募があった名称は加筆・修正等を加えたうえで、候補案とする場合があります。
- ・ 応募者は、応募作品に対し、著作人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- ・ 公募作品は、他の名称や商標などに類似しないものであること。
- ・ 応募に係る費用は応募者の負担とし、応募用紙は返却しかねます。
- ・ 応募者に関する個人情報は、この名称募集に関する業務にのみ使用します。